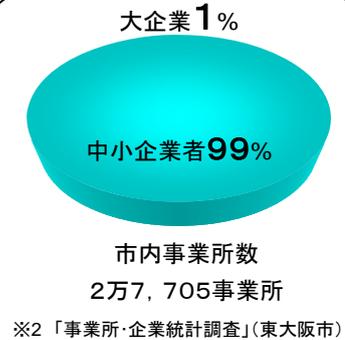


東大阪市中小企業振興条例のしくみ

中小企業は地域経済の主役

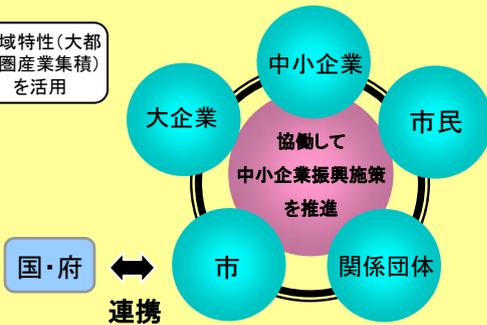
本市における中小企業※1は、全事業所数※2の99%。
 熟練の技術を引き継ぐモノづくり企業や、まちなにぎわいを創出する小売・サービス業、関西圏における一大物流拠点など、多種多様な中小企業が立地しています。
 これらの中小企業は地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、産業を活性化させ、市民の雇用やまちなにぎわいを創出する源です。
 中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、地域経済を活性化させ、市民生活の向上のため、本条例を制定します。

※1 中小企業の定義(中小企業基本法第2条)
 製造業その他:資本金3億円以下/従業員300人以下
 卸売業 :資本金1億円以下/従業員100人以下
 小売業 :資本金5千万以下/従業員50人以下
 サービス業 :資本金5千万以下/従業員100人以下



基本理念

地域特性(大都市圏産業集積)を活用



中小企業振興のための施策

1. 産業集積の活性化及びネットワークの強化
2. 住工共生のまちづくり
3. 販路拡大
4. 経営資源の強化
5. 人材の育成・事業承継
6. 資金調達の手続きの円滑化
7. 創造的な事業活動の促進
8. グローバル化
9. 労働環境の整備
10. 情報発信

各主体の役割等

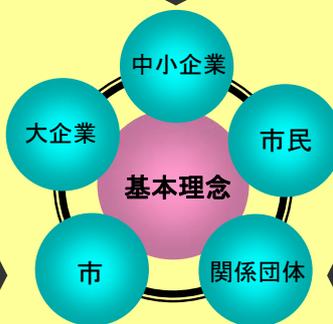
・経営基盤の強化 ・雇用機会の確保 ・人材の育成
 ・従業員の福利厚生の実施 ・地域社会への貢献
 ・振興施策の積極的な活用

・中小企業への理解と共存共栄
 ・地域社会への貢献
 ・振興施策の推進に協力

・中小企業への理解
 ・振興施策の推進に協力

・中小企業振興のための調査 ・協働の推進
 ・中小企業振興施策の実施 ・必要な財政措置
 ・国、府との連携 ・中小企業の受注機会の増大
 ・振興会議の設置 ・施策の実施状況の公表

・中小企業への理解
 ・振興施策の推進に協力



地域経済の活性化及び豊かで住みよいまちの実現